

# 図解 インボイス制度の概要と 取引先へのアドバイスを整理しよう

## 1 インボイス制度とは

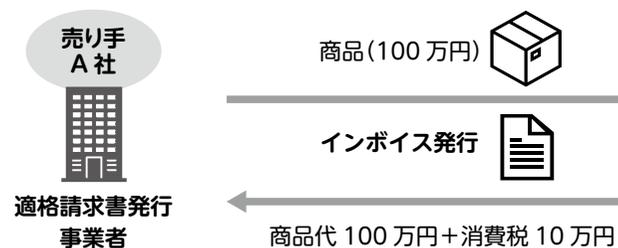
インボイス制度は、消費税の仕入税額控除を行う方式で、現行の請求書や納品書などに登録番号や項目別の税率や税額を追加した「適格請求書」に基づいて控除額を計算する制度です。令和5年10月1日のスタート後は、適格請求書が発行できない事業者等から商品やサービスを購入した場合、原則として仕入税額控除が認められなくなります（経過措置あり）。

## 2 免税事業者への影響

現状、売上高が1,000万円以下の法人や個人事業主は消費税の納税義務が免除されています。しかし制度開始後は、①課税事業者になり適格請求書発行事業者の登録を受けるか、②登録を受けず免税事業者のままであるかを、以下のようなメリット・デメリットを踏まえ自己判断しなければなりません。

区分	メリット	デメリット
免税事業者のまま	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税の申告納税不要</li> <li>消費税の経理処理不要</li> <li>登録申請の事務不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インボイスが発行できない</li> <li>取引先による値引き要求の可能性</li> <li>取引先が減少する可能性</li> </ul>
課税事業者になる	<ul style="list-style-type: none"> <li>インボイスの発行が可能</li> <li>取引先が仕入税額控除可能</li> <li>取引先との取引継続 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税の申告納税負担</li> <li>消費税の経理処理負担</li> <li>登録申請の事務負担</li> <li>制度対応の会計ソフト等の導入に伴うコスト増</li> <li>インボイスの写し等の保存義務 など</li> </ul>

## 3 取引先へのインボイス制度に関するアドバイスのポイント



A社が免税事業者（インボイス未登録）の場合、インボイスの発行は不可

商品に係る消費税10万円の仕入税額控除が可能

### A社（売り手）へのアドバイス例

- 発行事業者の登録方法
- インボイスの形式・記載事項
- インボイスの交付義務（免除）
- 発行したインボイスの写しの保管
- 簡易課税制度について
- 振込手数料を売り手が負担する場合の取扱い など



金融機関  
担当者

### B社（買い手）へのアドバイス例

- WEB上での発行事業者の確認方法
- 受け取ったインボイスの保存方法  
※電帳法に沿った保存方法も含む
- 仕入税額控除を受けるための要件
- 帳簿への記載事項
- 振込手数料を買い手が負担する場合の取扱い など

制度開始前に押さえておきたい  
金融実務に関わる  
インボイス対応

今年の10月からスタート開始のインボイス制度。  
本特別企画では、スタート目前に営業店担当者が特に押さえておきたい金融実務に関わるインボイス対応や、売り手と買い手により異なる振込手数料の取扱いについて解説します。

